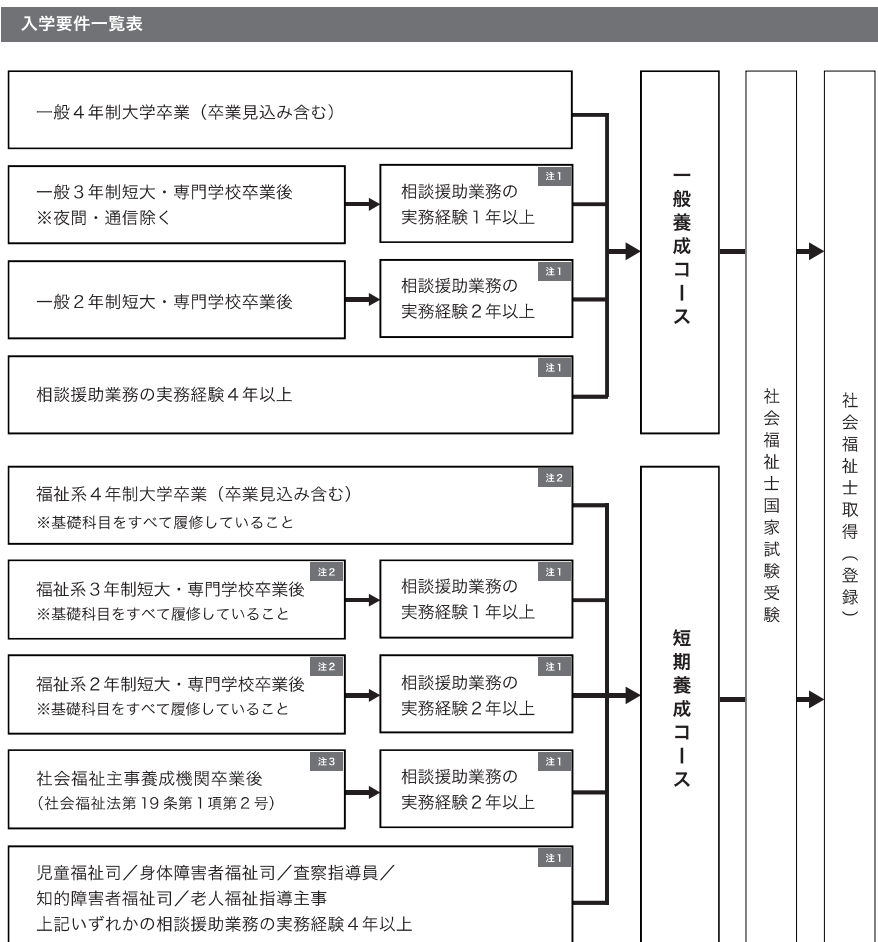


3. 社会福祉士通信科 入学要件

■入学要件について

本校社会福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である2024年5月10日までに要件を満たしていることが必要です。

本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。



※国家試験の詳細は公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) にてご確認ください。

【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務経験が1年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。

相談援助業務の実務経験については、5ページの「相談援助業務の実務経験について」をご確認ください。

注1 相談援助業務の実務経験について

社会福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

実務経験については、本冊子21ページも必ず確認してください。

必要年数	4ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2024年5月10日までに満たしていることが必要です。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2024年5月10日までに満たす見込みである時は出願することができます。 ※該当施設設置者と雇用関係を有しており、該当施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。
指定施設・職種	実務経験は対象になる施設・職種が指定されています。実務経験の対象になる施設・職種名は21ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務経験証明書」（23ページ）にて証明いただけます。
実務経験の認定	出願時に提出いただく「実務経験証明書」に基づき本校が審査を行ないます。
現場実習の履修	実務経験が認められた場合、すべての現場実習は免除となります。

注2 基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、下記の科目群を履修している必要があります。

履修状況は、基礎科目を履修した学校に直接ご確認ください。

出願時、履修した学校の書式にて証明された「社会福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

2009年4月1日 以降の基礎科目	①「人体の構造と機能及び疾病」・「心理学理論と心理的支援」・「社会理論と社会システム」のうち1科目 ②「社会調査の基礎」 ③「相談援助の基盤と専門職」 ④「福祉行政と福祉計画」 ⑤「福祉サービスの組織と経営」 ⑥「社会保障」 ⑦「高齢者に対する支援と介護保険制度」 ⑧「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」 ⑨「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」 ⑩「低所得者に対する支援と生活保護制度」 ⑪「保健医療サービス」 ⑫「就労支援サービス」・「権利擁護と成年後見制度」・「更生保護制度」のうち1科目
2009年3月31日 以前の基礎科目	①「社会福祉原論」 ②「老人福祉論」 ③「障害者福祉論」 ④「児童福祉論」 ⑤「社会保障論」・「公的扶助論」・「地域福祉論」のうち1科目 ⑥「心理学」・「社会学」・「法学」のうち1科目

注3 社会福祉主事養成機関について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「社会福祉主事養成機関卒業」に該当する場合、社会福祉法第19条第1項第2号に規定する社会福祉主事養成機関を卒業していることが必要となります。

指定養成校の一覧は下記よりご確認ください。

全国の社会福祉主事養成機関一覧 →
(フムネットのホームページに遷移します)

